



島根県報

平成16年2月24日(火)
号外第12号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告示

島根県身体障害者福祉施設整備費補助金交付要綱の一部改正

(障害者福祉課)

告 示

島根県告示第189号

島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱(平成11年島根県告示第591号)の一部を次のように改正する。

平成16年2月24日

島根県知事 澄田信義

第3条及び第4条を次のように改める。

(補助金の交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象である事業、施設の種類の、補助事業者の範囲及び補助率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 身体障害者福祉又は知的障害者福祉に係る施設

交付対象事業	施設の種類の	補助事業者の範囲	創設等補助率	その他補助率
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設及び市町村障害者生活支援事業の実施について(平成8年5月10日付け社援更第133号厚生省社会・援護局長通知)に基づく市町村障害者生活支援センターの施設整備及び設備整備	肢体不自由者更生施設	市町村	1/4	1/4
	視覚障害者更正施設	社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)		3/4
	聴覚・言語障害者更生施設			
	内部障害者更生施設			
	身体障害者療護施設			
	小規模身体障害者療護施設			
	身体障害者授産施設			
	身体障害者通所授産施設			
	身体障害者福祉工場			
	身体障害者通所ホーム			
補装具製作施設				
点字図書館				
聴覚障害情報提供施設	市町村 社会福祉法人			
身体障害者小規模通所授産施設				
身体障害者福祉ホーム				
身体障害者デイサービスセンター				
市町村障害者生活支援センター	市町村			
盲導犬訓練施設				

		社会福祉法人 公益法人（民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する公益法人をいう。以下同じ。）		
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設及び知的障害者福祉工場の設置及び運営について（昭和60年5月21日付け厚生省発見第104号厚生事務次官通知）に基づく知的障害者福祉工場の施設整備及び設備整備	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設	市町村	1/4	1/4
	知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害者デイサービスセンター	社会福祉法人 市町村 社会福祉法人		3/4
	知的障害者福祉工場	社会福祉法人		

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る施設

交付対象事業	施設の種 類	補助事業者の範囲	補助率
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設の施設整備及び設備整備	精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホーム 精神障害者入所授産施設 精神障害者通所授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場 精神障害者地域生活支援センター	市町村 公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。以下同じ。） 医療法人（医療法第39条に規定する医療法人をいう。以下同じ。） 社会福祉法人 公益法人	3/4

2 前項第1号の表に規定する「創設等」とは、施設の創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び環境改善をいう。

(補助金の交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次項から第4項までの規定に定めるところにより算出した額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条第1項第1号の施設に係る創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び環境改善整備については、次に定めるところにより算出した額を交付額とする。

(1) 創設等補助率の欄に補助率の設定がある場合

ア 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担金（補助）金交付要綱（平成3年11月25日付け厚生省社第409号厚生事務次官通知。以下「国要綱」という。）第2の8の(1)のアの(ア)により選定された額と、(イ)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に、前条第1項第1号の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。

イ 地域交流スペースの整備を行うときは、アの規定にかかわらず、対象経費の実支出額（寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄附金収入を除く。）を控除した額）のうち地域交流スペースの整備に係る額と、国要綱

に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、アの規定により算出された額を加えたものを交付額とする。

(2) 創設等補助率の欄に補助率の設定がない場合 国要綱第 2 の 8 の(1)のイの(ア)により選定された額と(イ)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。

3 前条第 1 項第 1 号の施設に係る前項に掲げる事業以外の事業については、国要綱第 2 の 8 の(2)のイに規定する都道府県 (指定都市及び中核市) 負担 (補助) 基本額に、同号の表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

4 前条第 1 項第 2 号の施設に係る事業については、次の各号に定めるところにより算出された額を交付額とする。

(1) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担金 (補助) 金交付要綱 (昭和62年 7 月 30 日付け厚生省発医第179号厚生事務次官通知。以下「国精神要綱」という。) 第 1 表及び第 3 表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額 (医療法人、社会福祉法人及び公益法人の場合は寄附金収入額を除く。) を控除した額とを比較して少ない方の額に、前条第 1 項第 2 号の表の第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。

(2) 地域交流スペースの整備を行うときは、前号の規定にかかわらず、対象経費の実支出額 (寄附金その他の収入額 (社会福祉法人の場合は寄附金収入を除く。) を控除した額) のうち地域交流スペースの整備に係る額と国精神要綱に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、前号の規定により算出された額を加えた額とする。

第 9 条中「第 3 条表中 1 及び 2」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に、「第 3 条表中 3」を「同項第 2 号」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号 (第5条関係)

番 号
年 月 日

島根県知事 様

補助事業者名 ⑩

島根県障害者福祉施設整備費補助金交付申請書

下記のとおり、 年度島根県障害者福祉施設整備費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申 請 額 金 _____ 円

2 施 設 の 種 類

3 申請額算出内訳 別紙(1)及び別紙(2)のとおり

4 事 業 計 画 別紙(3)のとおり

5 添 付 書 類

- (1) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本
- (2) その他参考となる資料

(注) 別紙(1)及び別紙(2)の様式は、要綱第3条第1項第1号の施設については(1) 1 及び(2) 1 を、同項第2号の施設については(1) 2 を使用すること。

また、別紙(3)の様式は、要綱第3条第1項第1号の施設については(3) 1 を、同項第2号の施設については(3) 2 を使用すること。

別紙(1)―1 (要綱第 3 条 1 項第 1 号の施設について作成)

施設整備申請額内訳

施設の種類 施設の名称

区分	設置者の総 事業費 A 円	対象経費の実 支出(予定)額 B(A) 円	寄付金その 他の収入額 C 円	差 引 額 D(=A-C) 円	定員 E 円	単 価 F 円	算定基準による算定額			島根県補助 所要額 K 円
							基本額 G(=E×F)円	高層化加算 H(=G×10%)円	算定額 I(=G+H)円	
1 施設整備費										
本体工事費										
主体工事費										
工事事務費										
個室加算										
ショールーム居室加算										
ALS居室加算										
ヘルパーステーション整備										
強度行動障害個室										
介護用リフト等特殊付帯工事費										
授産施設近代化設備工事費										
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費										
解体撤去工事費										
仮施設整備工事費										
その他の工事費										
施設整備費小計										
地域交流スペース										
施設整備費合計										

(注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
2 県補助金算定方法が要綱第 4 条第 2 項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に補助率を乗じたものを I 欄に記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。
3 A 欄～D 欄の施設種別毎の内訳の金額については、I 欄の内訳を島根県補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊付帯工事を行う場合については、当該部分に係る A 欄～D 欄の内訳を必ず記入すること。
4 工事事務費の D 欄には、原則として A 欄の金額と主体工事費の D 欄の金額の 2.6% に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
5 A 欄～D 欄、I 欄及び J 欄の施設整備費合計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
6 J 欄には、B 欄、D 欄又は I 欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
7 K 欄には、J 欄の金額に県補助率を乗じて得た金額とすること。

別紙(1)一(2) (要綱第3条1項第2号の施設について作成)

施設・設備整備申請額内訳

施設の種類の 施設の名称

区分	設置者の総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額		高付金その他の収入額 E 円	差引額 F(A-E) 円	算定基準による算定額		算定基準による算定額 I 円	鳥根県補助基本額 J 円	鳥根県補助所要額 K 円
		面積等 B	単価 C 円			算定基準による面積等 G	算定基準による単価 H			
1 施設整備費										
主体工事費							m ²			
工事事務費										
小計(本体工事費)										
暖房設備工事費							m ²			
冷房設備工事費							m ²			
冷暖房設備工事費							m ²			
小計										
浄化槽設備工事費							人			
その他の工事費										
施設整備費小計										
地域交流スペース										
施設整備費合計										
2 施設整備費										
初度設備整備費										
一般設備							人			
授産設備										
利用者送迎車										
非常用通報装置整備										
授産設備近代化整備										
小規模通所授産施設整備										
設備整備費小計										
地域交流スペース										
設備整備費合計										
3 合計										

(注) 1 B欄には、施設整備費の主体工事費、暖房工事費、冷房工事費、浄化槽設備工事費については対象面積を、浄化槽設備工事費については対象人員を記入すること。また、設備整備費の一般整備については対象となる入所又は利用(増加)定員を、非常通報装置設備については設置台数を記入すること。

2 C欄の金額は1円未満の端数を切り捨てて記入すること。

3 I欄の金額は、B欄の面積(人員、台数)と基準面積(対象人員、台数)を比較して少ない方の金額を記入すること。なお、面積は原則として小数点以下1位までとし2位以下を切り捨てて記入すること。ただし、基準面積が小数点以下2位まで定められている施設については、小数点以下2位までとし3位以下を切り捨てて記入すること。

4 H欄には、C欄の金額と基準単価とを比較して少ない方の金額を記入すること。ただし、1円未満の端数がある場合は1円未満を切り捨てて記入すること。

5 J欄の金額は(注)4及び5によるほか、対象経費の実支出額が定められた基準額に満たないときは対象経費の実支出額が算定基準による算定金額となるので、D欄に記入された額以下の額となること。また、設備整備費については、原則として内示された入所及び利用(増加)定員、単価等により算定した額を記入すること。

6 I欄の金額は(注)4及び5によるほか、対象経費の実支出額が定められた基準額に満たないときは対象経費の実支出額が算定基準による算定金額となるので、D欄に記入された額以下の額となること。また、設備整備費については、原則として内示された入所及び利用(増加)定員、単価等により算定した額を記入すること。

7 J欄には、F欄の金額とI欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

8 K欄には、J欄の金額に所定の県補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

別紙(2)―1 (要綱第3条1項第1号の施設について作成)

施設整備申請額内訳

施設の種類 施設の名称

区分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実 支出(予定)額 B(A) 円	寄付金その他 の収入額 C 円	差引額 D(A-C) 円	定員 E	算定基準による算定額		島根県補助 基本額 H 円	島根県補助 所要額 I 円
						単 価 F 円	基 本 額 G(=E×F) 円		
2 設 備 整 備 費									
初 度 設 備 整 備									
一 般 設 備									
授 産 設 備									
非 常 通 報 装 置 設 備									
改 築 に 係 る 設 備 整 備									
授 産 設 備 近 代 化 整 備									
屋 内 消 火 栓 設 備 整 備									
送 迎 バ ス ・ 通 園 バ ス									
点 字 印 刷 機 器									
応 急 仮 設 施 設 備 整 備									
感 染 症 予 防 対 策 設 備 整 備									
特 殊 介 護 設 備 整 備									
小 規 模 通 所 授 産 施 設 設 備 整 備									
情 報 近 代 化 設 備 整 備									
環 境 改 善 設 備 整 備									
設 備 整 備 費 小 計									
地 域 交 流 ス ペ ー ス									
設 備 整 備 費 合 計									
3 合 計									

(注) 1 備品購入契約等を締結する単位で作成すること。
2 県補助金算定方法が要綱第4条第2項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に補助率を乗じたものをH欄に記入すること。ただし、1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。
3 A欄～D欄の施設種別毎に内訳の金額については、G欄の内訳を必ず記入すること。
・授産設備(近代化を含む)、リハビリ設備、送迎バス・通園バス、室内移動設備、点字印刷機、情報機器、職業訓練設備、ALS等居室を整備する場合の特殊介護設備
4 A欄～D欄、G欄及びH欄の設備整備費合計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
5 H欄には、B欄、D欄又はG欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
6 I欄には、H欄の金額に県補助率を乗じて得た金額とすること。

別紙(3)ー1 (要綱第3条第1項第1号の施設について作成)

事 業 計 画

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(利用)定員

現 在 定 員	増 加 定 員	合 計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造(_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造(_____ 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(_____ 年度: 県・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取り壊し)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がかかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造(_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 _____ 円

イ 工事事務費 _____ 円

ウ 小計(本体工事費) _____ 円

エ 介護用リフト等特殊附帯

工事費	_____	円
(介護用リフト工事費)	_____	円
(_____)	_____	円
オ 授産施設近代化設備工事費	_____	円
カ 解体撤去工事費及び仮施設 設備工事費	_____	円
(解体撤去工事費)	_____	円
(仮施設設備工事費)	_____	円
キ その他の工事費	_____	円
ク 地域交流スペース	_____	円
ケ 合 計	_____	円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 島根県補助金	_____	円
イ 市町村補助金	_____	円
ウ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 一般財源	_____	円
寄付金	_____	円
地方債・借入金	_____	円
エ 合 計	_____	円

(4) 施行計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 着工年月日
 - (ウ) 完了年月日
- キ 仮施設設工事関係
 - (ア) 直営・請負・賃貸借の別
 - (イ) 工事期間
 - (ウ) 仮施設設の使用期間

(5) その他参考事項

3 設備整備に係る事業計画

(1) 事業の目的及び内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及 び必要理由
			円	円	
計					

(2) 財源内訳

ア 島根県補助金	_____	円
イ 市町村補助金	_____	円
ウ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 一般財源	_____	円
寄付金	_____	円
地方債・借入金	_____	円

エ 合 計

(3) その他参考事項

別紙(3)ー 2 (要綱第 3 条第 1 項第 2 号の施設について作成)

事 業 計 画

1 施設整備事業計画

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 事業の目的
- (3) 敷地の面積及び所有状況

敷 地 区 分	所 有 者 名	面 積	備 考
自 己 所 有 地		m ²	
借 地			
買 収 用 地			
計			

(4) 施設の構造及び規模

1 表

構 造	規 模 (延 面 積)				備 考
	階	階	階	計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	各室の面積は 2 表のとおり

2 表

階			階			階		
室 名	室 数	面 積	室 名	室 数	面 積	室 名	室 数	面 積
		m ²			m ²			m ²
小 計			小 計			小 計		

(5) 工事の施工方法 直 営 ・ 請 負

(6) 施行予定期間

着工 年 月 日

竣工 年 月 日

(7) 業務開始 (予定) 年月日 年 月 日

(8) 事業費内訳 別紙のとおり

(9) 財源内訳

ア 島根県補助金	_____	円
イ 市町村補助金	_____	円
ウ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 一般財源	_____	円
寄付金	_____	円
地方債・借入金	_____	円
工 合 計	_____	円

(添付書類)

- (ア) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳
- (イ) 施設従事職員の充足計画

2 設備整備事業計画

(1) 事業の目的及び内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び必要理由
			円	円	
計					

(2) 財源内訳

ア 島根県補助金	_____	円
イ 市町村補助金	_____	円
ウ 設置者負担金	_____	円
(内訳) 一般財源	_____	円
寄付金	_____	円
地方債・借入金	_____	円
エ 合 計	_____	円

(3) その他参考事項

別紙

事 業 費 内 訳

施設

区分	費 目	員 数	単 価	金 額	備 考
補助対象事業費	建築工事費 工事		円	円	
	付帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 設備工事 工事				
	工事事務費				
	小 計				
補助対象外経費	用地買収費 事務雑費				
	小 計				
	合 計				

様式第6号及び第7号を次のように改める。

工 事 進 捗 状 況 報 告 書

様式第6号(第9条関係)

施設の種類

施設名	設置主体	創設、拡張等の別	島根県補助額 A 円	月 日 現在の出来高 B %	3月末までの 出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備 考

(注) B欄には、要綱第3条第1項第1号の施設については12月末日現在の出来高率を、同項第2号の施設については2月5日現在の出来高率を記入すること。

様式第 7 号 (第10条関係)

番 号
年 月 日

島根県知事 様

補助事業者名 ⑩

事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった 年度島根県障害者福祉施設整備費補助
金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 精 算 額 内 訳 書 別紙(1)及び別紙(2)のとおり
- 3 事 業 実 績 報 告 書 別紙(3)のとおり
- 4 添 付 書 類
歳入歳出決算書 (見込書) 抄本

(注) 別紙(1)及び別紙(2)の様式は、要綱第 3 条第 1 項第 1 号の施設については(1) 1 及び(2) 1 を、同項第 2 号の施設
については(1) 2 を使用すること。

また、別紙(3)の様式は、要綱第 3 条第 1 項第 1 号の施設については(3) 1 を、同項第 2 号の施設については(3)
2 を使用すること。

別紙(1)―1 (要綱第3条第1項第1号の施設について作成)

施設整備精算額内訳

施設の種類 施設の名称

区分	設置者の 総事業費 A 円	対寮費の 支出(予定額) B(A)円	寄付金の 他の収入額 C 円	差引額 D(A-C)円	定員 E	算定 単価 F 円	算定基準による算定額		鳥根県補助 所要額 K 円	鳥根県補助 交付決定額 L 円	鳥根県補助 受入済額 M 円	差引過不 足額 N(K-M)円
							高層化加算 H(=G×10%)円	算定額 I(=G+H)円				
1 施設整備費												
本体工事費												
主体工事費												
工事事務費												
個室加算												
シヨート居室加算												
ALS居室加算												
ヘルパーステーション整備												
強度行動障害個室												
介護用リフト等特殊付帯工事費												
授産施設近代化設備工事費												
新築補修工事費及び施設整備工事費												
解体撤去工事費												
仮施設整備工事費												
その他の工事費												
地域交流スペース												
施設整備費合計												

(注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
2 県補助金算定方法が交付要綱第4条第2項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に補助率を乗じたものをI欄に記入すること。ただし、1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。
3 A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、I欄の内訳を必ず記入すること。I欄の内訳をA欄～D欄の金額としてA欄の金額と主体工事費のD欄の金額の有無に比較して少ない方の金額を記入すること。
4 工事事務費のD欄には、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。I欄の内訳をA欄の金額としてA欄の金額と主体工事費のD欄の金額の有無に比較して少ない方の金額を記入すること。
5 A欄～D欄、I欄及びJ欄の施設整備費合計の欄については、内訳の金額の有無に比較して少ない方の金額を記入すること。
6 J欄には、B欄、D欄又はI欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
7 K欄には、J欄の金額に県補助率を乗じて得た金額とすること。

別紙(2)―1 (要綱第3条1項第1号の施設について作成)

施設整備申請額内訳

施設の種類 施設の名称

区分	設置者の総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額 B(A) 円	寄付金その他の収入額 C 円	差引額 D(=A-C) 円	算定基準による算定額			島根県補助所要額 I 円	島根県補助交付決定額 J 円	島根県補助受入決定額 K 円	島根県補助交付決定額 L(K-M) 円
					定員 E	単価 F 円	基本額 G(=E×F) 円				
2 設備整備費											
初度設備整備											
一般設備											
授産設備											
非常通報装置設備											
改築に係る設備整備											
授産設備近代化整備											
屋内消火栓設備整備											
送迎バス・通園バス											
点字印刷機器											
応急仮設施設設備整備											
感染症予防対策設備整備											
特殊介護設備整備											
小規模通所授産施設設備整備											
情報近代化設備整備											
環境改善設備整備											
設備整備費小計											
地域交流スペース											
設備整備費合計											
3 合計											

(注) 1 備品購入契約等を締結する単位で作成すること。
 2 県補助金算定方法が要綱第4条第2項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に補助率を乗じたものをH欄に記入すること。ただし、1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てること。
 3 A欄～D欄の施設種別毎に内訳の金額を必ず記入すること。
 ・授産設備(近代化を含む。)、リハビリ設備、送迎バス・通園バス、室内移動設備、点字印刷機、情報機器、職業訓練設備、職業訓練設備、ALS等居室を整備する場合の特殊介護設備
 4 A欄～D欄、G欄及びH欄の設備整備費合計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
 5 H欄には、B欄、D欄又はG欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
 6 I欄には、H欄の金額に県補助率を乗じて得た金額とすること。

別紙(3)― 1 (要綱第 3 条第 1 項第 1 号の施設について作成)

事 業 実 績 報 告 書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所 (利用) 定員

現 在 定 員	増 加 定 員	合 計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業 (解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収 (予定) 地の別)
- (ウ) 施設整備の区分 (創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (オ) 建物の構造 (_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事 (既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造 (_____ 造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分 (_____ 年度：県・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分 (取り壊し) 年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 _____ 円
- イ 工事事務費 _____ 円
- ウ 小計 (本体工事費) _____ 円
- エ 介護用リフト等特殊附帯
工事費 _____ 円
(介護用リフト工事費) _____ 円
(_____) _____ 円
- オ 授産施設近代化設備工事費 _____ 円
- カ 解体撤去工事費及び仮設施設

設整備工事費	_____	円
(解体撤去工事費)	_____	円
(仮施設整備工事費)	_____	円
キ その他の工事費	_____	円
ク 地域交流スペース		
ケ 合 計	_____	円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- キ 仮施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負いの場合、工事請負契約書の写 直営の場合、支払領収書の写 賃貸借の場合、賃貸借契約書の写 (仮施設整備のみ)
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- エ 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書 (別紙) (補助事業者が社会福祉法人の場合のみ)

3 設備整備に係る事業計画

(1) 整備品目内訳

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及び必要理由
			円	円	
計					

(2) その他参考資料

(添付書類)

- ア 契約書 (又は請書) の写
- イ 検収調書 (又はそれに代わるもの) の写

別紙(3)ー 2 (要綱第 3 条第 1 項第 2 号の施設について作成)

事業実績報告書

1 施設整備事業実績報告

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 敷地の面積及び所有状況

敷地区分	所有者名	面積	備考
自己所有地		m ²	
借地			
買収用地			
計			

(3) 施設の構造及び規模

1 表

構造	規 模 (延 面 積)				備 考
	階	階	階	計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	各室の面積は 2 表のとおり

2 表

階			階			階		
室名	室数	面積	室名	室数	面積	室名	室数	面積
		m ²			m ²			m ²
小計			小計			小計		

(4) 工事の施工方法 直 営 ・ 請 負

(5) 施工期間

着工 年 月 日

竣工 年 月 日

(6) 業務開始年月日 年 月 日

(7) 支出済事業費内訳 別紙のとおり

(添付書類)

ア 請負の場合は、工事請負契約書の写

直営の場合は、支払領収書の写

イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写 (建築基準法第 7 条第 5 項又は第18条第 7 項の規定による検査済証)

ウ 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)

エ 建物内外主要部分の写真

オ 竣工に係る工事仕様書、工事設計書及び工事仕様書

カ 工事契約金額報告書 (別紙) (補助事業者が社会福祉法人の場合のみ)

2 設備整備事業実績報告

- (1) 整備品目内訳

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的及 び必要理由
			円	円	
計					

(2) その他参考資料

(添付書類)

ア 契約書 (又は請書) の写

イ 検収調書 (又はそれに代わるもの) の写

別紙

支 出 済 事 業 費 内 訳

施設

区分	費 目	員 数	単 価	金 額	備 考
補助対象事業費	建築工事費 工事		円	円	
	付帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 設備工事 工事 工事事務費				
	小 計				
補助対象外経費	用地買収費 事務雑費				
	小 計				
	合 計				

別紙①

番 号
年 月 日

島根県知事 様

補助事業者名 ⑩

施工業者名 ⑩

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者） と請負者（受託者） は、 施設建設工
事にかかる工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施行するとともに、島根県補助金についてもこれ
に基づき算定したことを報告します。

記

	契 約 年 月 日	金 額
当 初 工 事 請 負 契 約	平成 年 月 日	金 円
変 更 (追 加) 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号 (第11条関係)

番 号
年 月 日

島根県知事 様

補助事業者名 ㊟

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった 年度島根県障害者福祉施設整備費補助金に
ついて、下記のとおり概算払されるよう関係書類を添えて請求します。

記

1 施設 の 名 称

2 工 事 出 来 高 %

3 交 付 決 定 額 円

4 今 回 請 求 額 円

5 添付書類

- (1) 事業概況書
- (2) 出来高査定書

出 来 高 査 定 書

年 月 日

(補助事業者名) 様

設計管理事務所名

設計管理者氏名



査 定 す る 工 事 名 等

- 1 工 事 名
- 2 場 所
- 3 工 期
- 4 施 工 者

上記工事の 年 月 日現在の出来高を査定した結果、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 設計管理者
- 2 工事金額 補助対象事業費 円
(総事業費 円)
- 3 出来高 補助対象分金額 円
(出来高率 %)

附 則

- 1 この告示は、平成16年2月 日から施行し、平成15年度の事業から適用する。
- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。